

津市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年4月30日訓第40号

改正 平成30年3月30日訓第21号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、本市における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関し、定期的な協議を行うため、津市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、変更等に関すること。
- (6) その他障害福祉に関するシステムづくりに関し市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する協議事項のうち特定の事項について検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

(意見等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この訓は、平成20年5月1日から施行する。

2 この訓の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則 (平成30年3月30日訓第21号)

この訓は、平成30年4月1日から施行する。